

立命館中学校・高等学校卒業生父母の会 会則

第一章 総則

第一条（名称及び事務所）

本会は立命館中学校・高等学校卒業生の会（以下本会という）と称し、事務所を学校に置く。

第二条（構成）

本会は、会費を納めた立命館中学校・高等学校卒業生の父母を以て構成する。

- 2 本会の趣旨に賛同し援助を与える者を賛助会員とすることができる。
- 3 会費については別途定める。

第三条（目的）

本会は、会員相互の連携を深め、卒業生の父母として相応しい、母校の発展に協力することを目的とする。

第四条（事業）

本会は以下の事業を行う

- ① 勉学・スポーツ等、学生生活において優秀な成績を収めた生徒の表彰
- ② 学生生活において必要と思われる備品等の寄付
- ③ 校長からの要請に基づいて会長が承認した事業
- ④ その他第三条の目的に合う事業

第二章 役員及び委員

第五条（役員）

本会には以下の役員を置く

- ① 会長1名、副会長1名、会計1名、幹事若干名を置き、会員の互選によって定める。
- ② 常任幹事1名を置き、立命館高等学校校長が充る。
- ③ 監査幹事を2名置き、会員から1名、立命館教職員から1名が充る。

第六条（会長）

会長は本会を代表し本会を統括する。

第七条（副会長）

副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

第八条（会計）

会計は本会会計に関する事務を取り扱う。

第九条（幹事）

幹事は本会一般事務を取り扱う。

第十条（常任幹事）

常任幹事は日常的に会長の業務を代行する。

第十一条（監査幹事）

監事は本会の会計を監査し、その結果を会長及び本会に報告する。

第十二条（理事）

本会に 50 名を上限とし理事を置き会長が委嘱する。

第十三条（任期）

役員任期は二年とし、再任を妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第三章 会議

第十四条（総会）

総会は会長・副会長・常任幹事・幹事・会計・監査幹事をもって構成し、会長が議長となる。

2 事業報告、事業計画、予算決算、役員選出、その他重要事項を審議する。

第十五条（招集）

総会は年一度会長が構成員を招集し開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

第十六条（議決）

総会は出席者の過半数で決する。

2 委任状を以て出席とすることが出来る。

3 可否同数の場合は議長の票によって決する。

第十七条（役員会）

役員会は会長・副会長・会計・幹事で構成し、会長が招集し、以下の事項を審議する。

- ① 本会から委任を受けた事項
 - ② 総会の議決を経るとまのない臨時緊急の事項
 - ③ その他、会長が必要と認めた事項
- 2 前項の議決事項は次の総会に報告しなければならない。

第十八条（理事会）

会長は理事会を招集し、総会で承認された以下の事項の報告をする。

- ① 事業報告、事業計画、予算決算、役員選出、その他重要事項
- ② 役員会から提案された事項
- ③ その他、会長が必要と認めた事項

第十九条（会計）

本会の経費は、会費およびその他の収入による。

- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 細則

第二十条（規約の改正）

本会の規約の改正には、総会出席会員数の半数以上の賛成を必要とし、校長の承認を得なければならない。

=====

立命館父母の会内規

- 第一条 会費は終身会費とし、卒業時に5千円を収める
 - 第二条 すでに終身会費を納めた会員の弟妹の卒業時には終身会費を徴収しない
 - 第三条 平成30年度以前に入会された会員からは終身会費は徴収しない
 - 第四条 本会を退会するときには、終身会費は返納しない
 - 第五条 会費等の徴収は、本校に委託して行う
 - 第六条 賛助会員の会費は無料とする
- =====

附則

この規定は、2020年2月1日から施行する。

2022年8月立命館父母の会内規第6条を追加

本規約は、2023年5月22日に改正（規約第13条任期について改訂）

2025年5月19日に表記を変更（学校長の表記を校長に変更）